

平成 29 年 5 月 30 日

神奈川県教育委員会 殿

神奈川県いじめ防止対策調査会

**いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策
に係る教育委員会の取組について（中間報告）**

1 はじめに

神奈川県いじめ防止対策調査会（以下「本会」という。）は、平成 28 年 6 月 30 日に、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策に係る教育委員会の取組について調査審議することを、神奈川県教育委員会から諮問されました。

これを受け、同年 7 月 11 日に開催した第 1 回会議、同年 12 月 16 日に開催した第 2 回会議及び平成 29 年 3 月 22 日に開催した第 3 回会議において、「いじめに関する学校と専門機関との連携のあり方について」検討してきました。

本会委員の任期は 2 年であることから、初年度における検討状況を取りまとめ、中間報告書として提出することとします。

2 いじめに関する学校と専門機関との連携のあり方について

いじめの背景には複合的な問題があることが多く、その構造や状況に応じた支援を実施するためには、教職員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等がチームで支援に当たり、必要に応じて、外部の専門家や専門機関と連携して対応する必要があります。

本会では、いじめられた側、いじめた側、双方の児童・生徒について、どのような専門家あるいは専門機関と、どのように連携することで、いじめの防止や早期発見、早期解決につなげることができるのかという視点から協議を重ねてきました。

(1) 県立学校における専門機関との連携の現状について

神奈川県教育委員会が実施した「平成 28 年度いじめ問題に係る点検・調査」の結果によると、「学校いじめ防止基本方針による常設組織に、複数の教職員や、心理・福祉の専門家、警察官経験者等の外部構成員が参加するように努め、適時適切に構成員の見直しを行っているか。」という項目に対し、46.3%の学

校が「十分取り組んでいる。」と、52.4%の学校が「概ね取り組んでいるが検討・改善の余地がある。」と、1.2%の学校が「十分な取組とはいえ改善の余地がある。」と回答しています。

取組状況を把握することも大切ですが、各学校がどのように取り組んでいて、どういうところが足りないと考えているのか、どうして取組が進んでいないのかということを検証し、改善していくことが重要です。

また、「十分に取り組んでいる」と捉えるか「改善の余地がある」と捉えるかは、各学校のいじめの問題への取組に対する意識の違いによる差もあると考えられます。必ずしも「十分に取り組んでいる」という回答が多ければ良いということではなく、むしろ「改善の余地がある」と捉えている学校のほうが、改善しようとする意識があるともいえます。

(2) 専門機関との連携によるいじめの防止や早期発見、早期解決について

いじめに関する学校と専門機関との連携のあり方については、いじめの防止、早期発見、早期解決それぞれの観点から検討することができます。

いじめが発生してからの早期解決における連携も大切ですが、子どもたちが傷つくことを防ぐためにも、そこに至る前に専門機関と連携して、いじめを未然に防止することが重要といえます。いじめを未然に防止するためには、子どもたちが傷つくような状況に学校が早期に気付くことが大切です。例えば、同じ事象を見たときに、いつも見ている教職員は何も感じなくても、外部の専門家から見るとおかしと感じるなど、新しい視点を入れることでそれが可能となります。

学校が専門機関と日常的に連携していくことで、いじめを未然に防止しつつ、発生後の対応も有効に行うことができます。例えば、いじめが深刻化する前に解決を図るため、専門機関と連携して対応していくことなども考えられます。

外部の専門機関ではありませんが、連携が有効な専門家として、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが挙げられます。小さいいじめだと思っても、いじめられた側といじめた側の双方に、できる限り早い段階から、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが第三者の視点で聞き取りを行うことで、いじめの早期解決が図られると考えられます。

スクールカウンセラーがカウンセリングを行う場合、限られた勤務日の中で、カウンセリングが成り立つ人間関係を構築することは難しいため、子どもたちが相談できる機会を増やすことが望まれます。

また、いじめの問題と虐待や貧困の問題は関連している場合がありますので、スクールソーシャルワーカーの活用方法を教職員、児童・生徒、保護者に周知することなどで、さらに連携していくことができると考えられます。

いじめの未然防止においても、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携することが有効です。例えば、スクールカウンセラーが、いじ

めを未然に防止する風土を子どもたちが自ら作るためのワークショップを行うことなども効果的です。また、スクールソーシャルワーカーが、学級経営アセスメントの分析結果と一緒に読み解き、学級担任だけでは気付かない子どもたちの様子の変化や気になる生徒のことを学級担任に伝えることで、学級担任がそこに気付くことができるなどの効果もあります。

また、退職した警察官等がスクールサポーターとして学校における問題行動等への対応、巡回活動、相談活動、安全確保に関する助言等を行う制度がありますが、スクールサポーターに学校と警察との間の日常的なパイプ役となってもらうことで、いじめの未然防止や早期解決の面でも効果があるといえます。

他にも、NPOや地域の方々、PTAとの連携も考えられます。

例えば、いじめなどに関する学校外の相談窓口を周知する際、行政機関だけでなく、相談窓口を設置しているNPO等も周知することで、子どもたちは相談しやすい窓口をより見つけやすくなります。

地域の方々との連携については、開かれた学校づくりを推進することで学校の風通しを良くして、学校風土を改善していくことも、いじめの未然防止や早期発見に効果的です。県立学校ではコミュニティ・スクールの導入が推進されていますが、地域の中にいる信頼できる大人が学校の運営に関わるということ制度化していくことは、いじめの問題への対応としても重要な取組の一つだといえます。

また、子どもたちに一番長く寄り添えるのは保護者であることから、学校と保護者が連携していることが非常に大切ですので、PTAの関わりも重要といえます。例えば、保護者から学校に対して意見等があるときに、PTAに橋渡し役となってもらうことも、円滑な連携のために効果的だと考えられます。

(3) 専門機関との連携を効果的に推進するために必要なことについて

学校と専門機関との連携においては、その距離感がとても重要です。近すぎず離れすぎず、生徒や保護者に寄り添った中立の立場に外部の専門家がいてくれることが大切です。

学校は、その主体性を維持しながら専門機関と連携することが求められます。専門機関との連携を効果的に進める前提として、まずは教職員がしっかりと子どもたちとコミュニケーションを取ることが大切です。そのために、教職員が子どもたちと向き合う時間を確保することも必要です。身近な存在である教職員と親密なコミュニケーションが取れて、そこに外部からの視点という形で専門機関との連携が取れるようになれば、子どもたちにとって一番良い環境になるのではないかと思います。

専門機関との連携を推進していくためには、実際に連携している自治体等の事例を研究することも大切です。また、学校が専門機関と連携したことでいじめの防止や早期発見、早期解決が効果的に図られた事例などを教育委員会が整理して、各学校に専門機関の活用方法として周知することで、さらに専門機

関との連携が推進されると思われます。例えば、スクールロイヤー制度について、実際に導入している自治体の事例を参考に、弁護士会と連携して仕組みを検討するなど、実践できるような形で制度を構築することが大切です。

3 学校及び教育委員会が行うべきことについて

(1) 学校が行うべきこと

- いじめの問題への対応は、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校全体で組織的に対応することが求められます。そのためには、教職員が自由に意見を言えるような環境を整備することも大切です。その上で、様々な人たちから様々な意見をもらい、多角的な視点を取り入れることが大切ですので、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーや外部の専門機関と平素から連携するなど、様々な意見を受け入れる学校の体制を構築することが必要です。
- いじめの防止や発見から解決までの過程で専門機関と連携してどのように関わってもらうかは、学校が主体的に決めていく必要があります。スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーや外部の専門機関と連携していじめの問題への対応に当たるときには、学校が主体的にいじめと向き合う姿勢が大切です。

(2) 教育委員会が行うべきこと

- いじめ防止対策推進法第 22 条の規定に基づき、学校にいじめ対策組織を設置して、組織的対応や専門家の参画を図っていますが、各学校に設置されているいじめ対策組織が有効に機能しているか点検することも必要です。また、有効に機能している事例、負担なく活用できている事例などを各学校に周知することも効果的だと考えられます。
- 学校が専門機関と連携して多角的な視点を取り入れるためには、平素から関係性を持つことが重要です。学校とスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーや外部の専門機関が意見交換できるような連絡会議などを定期的に行うことも検討する必要があります。
- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど教職員以外の専門家が学校に配置され、日々の生活の中で思いついたときに相談ができるような、SOSを出しやすい場があるということは、いじめの早期発見のためにも大切なことです。より効果的な連携を推進するためには、スクールカウ

ンセラー、スクールソーシャルワーカーの機動性を高め、学校と緊密に情報共有できていることが重要ですので、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置を拡充していくことも検討すべきです。

- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーは、学校の中で起きている事案について調整したり分析したりすることが役割であるため、学校のことを理解しているスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを育成していくことが求められます。校長や生徒指導主任、教育相談主任といった教職員が具体的な事例を示して一緒に検討するような研修を行うことも効果的だと考えられます。
- 学校に対して、専門機関と連携したことで解決に向かった具体的な事例や、系統的な連携や解決への道筋が立てられるような指針を示すことが大切です。このように活用すればこのような効果があるということを、わかりやすい具体例で示すことにより、学校における専門機関との連携をより推進できると考えられます。
- いじめは学級の状況などによって発生し、教職員が主体的に対応する必要があるといえます。中心となるべき教職員が追い詰められてしまっている状況では、いじめの防止や早期発見、早期解決は図られにくいことから、教職員の負担を軽減するために学校と専門機関との連携を推進するという視点も求められます。

4 さいごに

いじめ防止対策推進法の施行を受けて、「いじめ」の定義が拡大されたことにより、犯罪行為として取り扱われるべきものから好意から行った行為までが、「いじめ」という一つの定義に含まれることになったため、それらへの対応も様々なものがあると考えられます。

いじめの加害者であり被害者でもある場合や、被害者となったり加害者となったりする場合など、いじめは多くの生徒が入れ替わりながら被害と加害を経験するものであって、純粋に被害者にだけなる生徒は多くありません。そして、その対応については、学校の専門的裁量に委ねられているといえます。

また、いじめ以外の暴力行為、長期欠席・不登校等の問題行動等の中にも、背景にいじめがあるようなものや、いじめ予備軍のようなものが隠れている可能性がありますので、学校における適切ないじめの認知が必要です。

いじめの防止や早期発見、早期解決のためには、学校は主体性を維持しつつ、多角的な視点を取り入れるために専門機関と連携していくことが重要です。平素から学校と専門機関が連携し、外部の専門家が見守り役となることで、子どもた

ちに関わる大人が多くなり、より多くの支援の手を子どもたちに向けることができます。

また、専門機関との連携をより実践に繋げるためには、事例の共有や活用方法の周知が重要です。各学校において取り組むだけでなく、その成果を検証し、次に繋げていくことが大切です。

本会では引き続き諮問事項について更に検討を進めていきますが、今後は教育委員会が行う取組についての検討を中心に行い、その結果を本会報告書として提出することとします。